

令和6年9月18日(水)

開会（午前9:55）

○渡辺栄六委員長

開会宣言。出席委員が8名で定足数に達し、会議が成立した旨、宣言。当委員会に審査を付託された議案は、補正予算4件、関係条例の整理に関する条例1件、条例の一部を改正する条例1件の計6件である。

議案の審査に入る前に、高橋副市長よりあいさつ願いたい。

○高橋副市長

おはようございます。昨日は中秋の名月だが、当市では月が見られた所は少なかったと思う。世界的に地球の沸騰化と言われており、国内あちこちで猛暑日数が記録更新している。市ではどうかと思い気象庁のデータを調べてみた。中条観測所8月の最高気温の平均を見たが、30年前が33.1度、20年前が30.9度、10年前が30.8度、今年が31.3度。最高気温だけ見ると上がっているという感じはないが、気になるのが最低気温の8月の平均で、20年前が21.5度、10年前が22.8度、今年が24度とあり、昼夜の寒暖の差が少なくなってきたことが見てとれる。農作物における影響を考えると、やはり夜は少し涼しく感じられるようでない困るところである。

本日の議題は補正予算が4件、条例改正2件ということで審議願いたい。

## 議第48号 令和6年度胎内市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

### 宮崎市民生活課長説明

歳入歳出の総額に、それぞれ1億5,465万8千円を追加し、その総額を31億6,611万1千円とするもの。歳出から説明する。第5款基金積立金においては、令和5年度の決算において生じた余剰金の一部を、国民健康保険事業財政調整基金へ積立てするもの。第7款諸支出金では、令和5年度の精算分として、保険給付費等交付金返還金及び一般会計繰出金を計上した。第8款予備費は、歳入歳出の差額分を計上した。次に歳入では、第3款県支出金の特定健康診査等負担金で令和5年度の精算に伴う県補助金を増額した。第6款繰越金で、前年度決算に伴う繰越金を増額した。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 49 号 令和 6 年度胎内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

### 宮崎市民生活課長説明

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 748 万 1 千円を追加し、その総額を 4 億 878 万 1 千円とするもの。歳出から説明する。第 2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度精算分として納付金の返還分を計上した。第 3 款諸支出金では、前年度精算分として一般会計繰出金を計上した。第 4 款予備費は、歳入歳出の差額分を計上した。次に歳入について、第 4 款繰越金では、前年度決算に伴い繰越金を増額した。

## 質疑

無し

## 自由討議

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 50 号 令和 6 年度胎内市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

## 金子福祉介護課長説明

歳入歳出の総額に、それぞれ2億8,076万3千円を追加し、歳入歳出の総額を40億2,101万2千円とするもの。歳出から説明する。第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費において、委託先の地域包括支援センターの職員の人事異動に伴う委託料と、第3項包括的支援事業・任意事業費では、生活支援コーディネーターの配置に伴う報酬を増額した。第4款基金積立金では、前年度事業費の精算に伴い、介護給付費準備基金への積立金を増額するもの。補正予算後の基金積立金積立額の総額は6億9,641万2,188円となる。第6款諸支出金では、前年度の給付実績により第1項第2目償還金で、国及び県の負担金の精算による返還金を計上し、第2項繰出金で一般会計への精算に伴う繰出金を計上した。次に、歳入について、第1款保険料第1項介護保険料、第3款国庫支出金第2項国庫補助金、第4款第1項支払基金交付金及び第5款県支出金、第2項県補助金、第7款繰入金第1項一般会計繰入金第2目地域支援事業繰入金は、歳出予算の補正に伴い、法定負担割合に基づき歳入額を増額するもの。第3目低所得者保険料軽減繰入金は、前年度の精算により国県の交付額が決定したことに伴う増額です。第8款繰越金では、令和5年度決算における繰越額の確定に伴い計上した。

## 質疑

### ○渡辺秀敏委員

生活支援コーディネーターの人数は市役所内に1名で、健伸館に4名という話だが、健伸館は市内全域を対象にしているが場所は築地地区で、5人で市内全域を見られるか。あと、具体的にどういうことを地域の高齢者全体と、介護施設や医療機関等の結びつける調整役となるのか具体的に聞きたい。

### ○金子福祉介護課長

生活支援コーディネーターの配置は、第1層という市全体を見る生活支援コーディネーターは胎内市役所にいる。第2層は現在4人おり、1人は健伸館で、1人は社会福祉協議会、2人がNPO法人の奥山の荘に在籍しており、第2層生活支援コーディネーターは中学校区ごとで乙、築地、中条、黒川に配置している。今回の補正に関しては、黒川地区の生活支援コーディネーターが不在だったため、そこを配置する人材が見つかったので、それぞれの中学校区で、その地域の状態を見て、生活支援コーディネーターとしての業務を果たしていく。生活支援コーディネーターの具体的な働きは、中学校区の地域の特性を踏まえ、直接地域に出向き、高齢者がその地域ではどういった介護予防活動していくか、地域の支え合いを推進するため、どういった人材を活用していくかなどを調整していく。具体的には通いの場やサロン、地域の民生委員、ケアマネージャー等と協力しながら、地域でどういったサービス、

支援が必要かを調整するコーディネーター役を担っている。

○渡辺秀敏委員

医療機関や介護施設等のやりとりではなく、地域の調整ということか。

○金子福祉介護課長

地域生活支援コーディネーターは、主に地域全体を見る形がメインになり、医療機関などは個別対応ケアマネージャー、地域包括支援センターの職員が行うという対応になる。

○薄田智委員

基金の積立てで、予算では6億9,000万円というのはどういう位置付けか。将来どのぐらいが妥当な線か、あるいはどれくらいがいいのか。

○金子福祉介護課長

基金は現在第9期で、第8期から保険料は据え置きしている。第9期の中に第1号保険者の65歳以上の方が約120名減り、保険料の収入が2,000万円ぐらい減ると試算されている。加えて、75歳以上の後期高齢者が500人ぐらいは増えるという試算になっており、第9期の保険料を据え置く際、当初から基金の取崩しを最大で9,000万円ぐらい見込んで計算しているため、基金は6億9,000万円ほどであるが、そのうち9,000万円ぐらい取崩しする予定である。第10期になっても給付費が上がっていく状態の中で、保険料が急激に上がらないよう、ある程度の基金の積立ては必要になると思う。ちなみに、保険基金は県内20市の中で積立額の多いところから5番目だが、市は特に高齢化が比較的高い方であり、その中で保険料を維持するため積立てしている状況である。

○薄田智委員

市民からすれば保険料が低い方がありがたい。基金に積立てる額が多いなら、保険料を安くした方がよいという市民の思いはどう考えるか。

○金子福祉介護課長

今後、後期高齢者は要介護状態になる確率が高い方が増えていくこと、65歳以上の第1号保険者が全体的に減っていくことで、その状態が続けば保険料は上がっていく計算になる。そこをなるべく抑えるため基金として取崩し、今後も保険料が上がらないよう考えている。

○薄田智委員

保険料は県内でどのぐらいの位置なのか。把握して整合性を取っているか。

○金子福祉介護課長

確認している。今回第9期保険料は6,473円であり、県内30市町村で9番目に高いが、9市町村が第9期で保険料が上がった。市では第8期から据置きのまま対応できて、値上げはしなかった。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第51号 令和6年度胎内市黒川歯科診療所運営事業特別会計補正予算（第1号）**

**矢部健康づくり課長説明**

歳入歳出の総額からそれぞれ264万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,544万6千円とするもの。歳入については、令和5年度の決算の確定に伴い繰越金を増額するもの。歳出については、第3款諸支出金第1項繰出金第1目一般会計繰出金において、一般会計繰出金を計上した。繰出金の内訳は前年度精算によるものと、へき地診療所運営事業補助金返還金に充当するもの。診療所の運営は県のへき地保健医療事業により、運営費の一部に対して補助を受けており、前年度の補助金が確定したことにより、返還金が発生したものの。

**質疑**

無し

**自由討議**

無し

## 採決

全員異議なく、可決すべきと決定。

## 議第 57 号 個人番号カードと健康保険証の一本化に伴う関係条例の整理に関する条例

### 金子福祉介護課長説明

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、健康保険証が廃止され、個人番号カードに一体化されることから、関係する条例について、健康保険証に係る規定の整理を行うもの。

被保険者証の届け出事務が生じる事由のうち、医療保険証、被保険者証の表記を資格情報に改め、他の関係条例との整合性を図るために、文言の整理を行っている。また、国民健康保険法も改正され、条項に異動があったため規定の整理を行う他、滞納により保険証、資格証明書の返還を市が求めたとき、応じなかった場合、10 万円以下の過料に処することであったが、保険証が廃止されることで返還するものがなくなり、その部分の条文を削除し、改めるもの。施行日は令和 6 年 12 月 2 日となる。

### 質疑

#### ○薄田智委員

マイナンバーカードが保険証に替わる話で、必ずマイナンバーカード持てという国の方針ではないと思うが、市民で持っていない人はどのような対応、サービスとなるのか。

#### ○宮崎市民生活課長

マイナンバーカードは必ず持つという義務はないが、マイナンバーカードを持っていない方も保険証を新たに 12 月 2 日以降発行することはない。資格確認書を 12 月に個人全員に送る。国民健康保険も後期高齢者医療制度もどちらもそうなる。マイナンバーカードを持っていて紐づけされている方は、資格情報のお知らせを送付する。資格情報のお知らせについては、医療機関の中でもマイナンバーカードが使えない医療機関があるので、それを見せることで受診ができる。また現在お持ちの保険証は来年の 7 月 31 日まで有効で、両方持ち歩けば今まで通り受けることができる。また来年の 7 月 31 日になると、保険証が紐づけされていない方には資格確認書を全員に送るため、医療機関の受診には問題ない。

○薄田智委員

懸念するのは、例えば子どもが生まれた場合、来年1月か2月に生まれた場合、何か手続きすれば子どもの保険証も貰えるということで良いか。

○宮崎市民生活課長

マイナンバーカードを申請すると1ヶ月程でカード送られてくるが、それだけでは医療機関に掛かることができないので、資格確認書を発行し対応するという形になる。カードが届いたら紐付けすれば、そのままそのカードが保険証代わりになる。

○渡辺宏行委員

今の健康保険証は12月2日から返すことになるのか。例えば1年間12月1日ぐらいまで1年間、今の健康保険証を使えるなどの案も聞いたが、それは自治体によって違うのか。

○宮崎市民生活課長

市では現在7月31日までの保険証を出しており、その日で期限が切れる。12月までについては、自治体により違うのでばらつきがある。

○渡辺宏行委員

長ければ長いほどいいと思う。7月31日まで半年強ぐらいあるが、そこで打ち止めた理由はあるのか。

○宮崎市民生活課長

例年8月1日から7月31日までの有効期限で発行しており、今年度も同じ有効期限で発行した。

○渡辺宏行委員

例えばけんぽの場合は、けんぽの判断で決まるという考え方でよいか。

○宮崎市民生活課長

協会けんぽの方は、保険証の有効期限が書かれておらず内容まで存じていないが、先日家族に、12月2日以降は資格確認書を見せれば医療機関に受診できると通知が来ており、順次回収になると思う。

○渡辺秀敏委員

医療機関でマイナンバーカードに対応するための機械が無い場合、例えばかかりつけ医であっても、マイナンバーカードを持っていても資格確認書がなければ受診できないのか。

○宮崎市民生活課長

資格情報のお知らせを紐づけされている方に送付するので、それを持たずに受診した際は10割になる可能性がある。かかりつけ医であれば、あらかじめ資格情報のお知らせを持って受診されたい。分からずに受診した際は、一時的に10割負担になる可能性がある。

○渡辺秀敏委員

医療機関に対応する機械がない場合だが。

○宮崎市民生活課長

医療機関に読み取りの機械がない場合、今まで通り保険証を提示して受診する。マイナンバーカードは見せただけでは情報がわからないので、12月2日辺りに資格情報のお知らせというA4の紙を送付する。医療機関に見せると保険証の内容が確認できるため、それで受診することになる。

○渡辺秀敏委員

医療機関に読み取りの機械がない場合、資格情報のお知らせはマイナンバーカードを持っている人全員に交付されると。端末が無いところにはそれを持って行く。

○丸山孝博委員

市の場合8月から来年7月まで保険証は有効だと。マイナンバーカード取得していない人へは12月2日以降に資格確認書が発行される。2つ持つことになるということでしょうか。

○宮崎市民生活課長



資格確認書は、マイナンバーカードと紐付けされていない方に12月2日以降に、A4の用紙を送る。

○丸山孝博委員

資格確認書というのはどういう意味を持つのか。

○宮崎市民生活課長

マイナンバーカードに保険証の記録がなく、提示しても資格が確認できない。その状態では医療機関受診時に利用者が困ることになるので、資格確認書を持って医療機関を受診することにより、今までの保険証と同じ機能を果たす。

○丸山孝博委員

国保は来年7月31日まで保険証は有効だが、医療機関にかかるときは2つ提示しなくては行けないのか。

○宮崎市民生活課長

どちらでも大丈夫である。

○丸山孝博委員

資格認証証は必要ないのでは。どちらでもいいなら不要では。

○宮崎市民生活課長

保険証持っている方は7月30日まで有効で、資格確認書は出さないということで訂正させていただきたい。来年の8月1日以降に向けて、資格確認書を新たに出す。

○丸山孝博委員

公の場でありもう1回確認するが、市は12月2日以降、マイナンバーカードを取得していない人に資格確認書は発行しないということか。

○宮崎市民生活課長

新たに加入する方には発行するが、現在持っている方に対しては発行しない

○丸山孝博委員

資格確認書と保険証の2つ持つということはありませんかということを確認してよいか。

○宮崎市民生活課長

はい。

○渡辺宏行委員

医療機関にカードリーダーが無いところには資格確認書を提示すれば良いが、マイナンバーカードを持っている人には資格確認書を出さないのであれば、カードリーダーが無い医療機関ではどうすればいいのか。

○宮崎市民生活課長

現在マイナンバーカードの紐づけをされている方も保険証を持っており、その保険証で受診となる。12月2日以降に新たに確認して紐づけを行っている方には、資格情報のお知らせを発行するので、新たに加入した人に限ってはそれを持ってカードリーダーが無い医療機関に提示して受診していただく。

○八幡元弘委員

資格確認書はマイナンバーカードの無い方に発行するが期間はありますか。8月1日からか。

○宮崎市民生活課長

保険証と同じ期間となり、7月31日で一旦切れて8月1日から新たに1年分となる。毎年1年ごとに更新という形である。

○八幡元弘委員

人によっては毎年発行し続けることもあり得るか。

○宮崎市民生活課長

毎年になる。

○薄田智委員

話を聞いても解釈や理解が違うが、市民はもっとわからないと思う。その辺りの周知や理解をしてもらうためにどう考えているか。

○宮崎市民生活課長

予告を保険証の発送時に配布している。12月2日から始まるので、市報にも周知を図りたい。

○薄田智委員

説明書を送っても理解できる人とできない人があり混乱すると思う。市報でケースバイケースの部分をわかりやすく市民に周知する必要があると思うが。

○宮崎市民生活課長

詳しく説明していきたい。

○丸山孝博委員

12月2日以降、マイナンバーカードに紐づけされた保険証を受診する場合、暗証番号と顔認証が必要ということか。

○宮崎市民生活課長

顔認証、または暗証番号となる。

○丸山孝博委員

暗証番号は4桁だと思いが受診する度である。今の国保の保険証は月1回提示するだけでいい。その点では、紐づけされたマイナンバーカードを持っていくよりも、紐づけされていない人は紙の保険証の方がよっぽどいいと言う人がいる。実際、この制度が急に導入されたことに対する国民の怒りもある。新聞でも世論調査が出ていたが、混乱するのではないかと思う。ポイントが欲しくて紐づけしたが、使い方が全くわからない、お年寄りなど暗証番号もわからないとなると、受診も抑制されるのではと懸念される。今の保険証に何ら問題が無い

のにと懸念されているので、市民に対する周知の徹底は非常に重要ではないか。

○高橋副市長

言われる通りだと思う。国が定めた制度で全国一斉であり、胎内市だけやめることは現実的にできない。できるだけ混乱のないよう、市民の皆様にお知らせを尽くしていくのでご理解願いたい。

○八幡元弘委員

マイナンバーカードの普及率は。持っていない人はどれぐらいか。

○宮崎市民生活課長

マイナンバーカードの普及率は、8月末時点で81.45%、持っていない方が5,061人である。保険証に紐づけされている割合は、国保で70.06%、後期で62.37%である。

保険証の登録と紐付けは6月末時点となる。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

**議第58号 胎内市印鑑条例の一部を改正する条例**

**宮崎市民生活課長説明**

印鑑登録証明書の交付申請を、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末機から行うことができるよう改正を行うもの。

今回の改正に伴い、窓口においても申請者本人に限り、個人番号カードの提示により、印鑑登録証の提示を行うことなく申請ができるよう改正する。なお、この条例の施行日は公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲内において、規則で定める日としており、コンビニエンスストアでの交付開始予定は令和7年2月1日を予定しているため、その日としたい。

## 質疑

○八幡元弘委員

コンビニで使えるが、コンビニ以外はどこか。

○宮崎市民生活課長

郵便局、スーパーやドラッグストアの他、市町村に置かれる多機能端末機で発行できる。全国で3月15日現在、5万6,587ヶ所である。

○八幡元弘委員

ドラッグストアは市でも相当な数が対応できると思っていいか。

○宮崎市民生活課長

ドラッグストアは確認できていないが、コンビニは市内で受け取ることができる。

○薄田智委員

印鑑証明書は全国のコンビニで申請して自動的に受けられるが、料金はいくらか。あと、印鑑証明だけなのか。以前一般質問で質問して、住民票等の要望があると伝えたら、費用対効果でまだ考えられないとのことだったが、その状況を聞きたい。

○宮崎市民生活課長

印鑑登録証明書の金額は300円であるが、同じ金額で行う。今回は印鑑証明だけの条例改正案だが、実際は住民票の写し、所得証明、課税証明を予定する。住民票と税証明等は国の法令で定められており、市の条例では無いため改正する必要がない。印鑑条例は国の実施要領に基づき市が条例を定めて行う事務であり、今回は印鑑証明の改正となっている。

○薄田智委員

実施時期は令和7年2月1日からで、他の証明も同じか。

○宮崎市民生活課長

他の証明書も全て一緒に行う。

○八幡元弘委員

費用対効果で結構お金がかかると言うが、実際にどのくらいで、いくらぐらいの試算か。

○宮崎市民生活課長

導入の費用は2,250万円ほどである。うち半分のデジタル田園の交付金で、残りの半分は特別交付税が7割ほどで、持ち出しは400万円程度である。1通あたりはJ-L I Sが主体となり安価で導入ができるため、年間4,080通を見込み、1通あたりの経費は1,500円なるという試算である。

**自由討議**

無し

**採決**

全員異議なく、可決すべきと決定。

以上で厚生環境常任委員会を閉会する。

閉会 (10:59)